

第102回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和3年2月18日（木）14:00～16:20

■場 所：Web会議システムによる

■出席者（敬称略、50音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹、持丸正明

<消費者庁>

片岡審議官、鮎澤消費者安全課長、松本事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. マンションの機械式立体駐車場で発生した事故
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) 申出事案
 - (3) その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会

2. マンションの機械式立体駐車場で発生した事故

○中川委員長 では、ただいまから第102回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、諸般の状況に鑑みまして、Web会議システムによる委員会開催となります。

では、まず機械式立体駐車場で発生した事故の追加意見の審議に入りたいと思います。

本日は、追加意見案及び検討結果案について審議を行い、決議、公表をしたいと考えております。

なお、修正が生じた場合、他の案件の途中で適宜修正案を審議するという形になるかと思っております。

まず、事務局から追加意見案等について説明をお願いいたします。

○事故調査室長 本日は、資料1と資料2について御説明させていただきます。

経緯につきましては、2014年7月にマンションに設置された機械式立体駐車場における挟まれ事故を調査しました。国土交通省に対して、基準の追加の見直しを意見具申し

たという経緯でございます。その後、制度の見直しなどを確認してきたところでございます。

2018年12月以降に、マンションに設置された機械式立体駐車場を使用中に自動車が落下した事故の申出を3件受領したところでございます。

3件の申出につきまして事実確認を行い、製品等事故調査部会及び本調査委員会で事故等の原因調査等、意見調整を検討、審議してまいったところでございます。同検討で得られました知見を踏まえまして、消費者安全確保の見地から国土交通大臣宛てに意見具申するとなったところでございます。

本日、資料1の追加意見書案とその検討結果案をお示しします。

資料1につきましては、国土交通大臣宛ての意見となっております。資料2が、その検討結果となっております。

経緯としましては、資料2の検討結果から御説明させていただきます。

通しページ、4ページですが、事故の概要としまして、申出1、出庫中にワイヤロープが破断し、自動車が搬器とともに落下した。

申出事案2につきましては、出庫中に制御装置またはモーターの不具合が発生し、自動車がともに落下した。

申出3につきましては、出庫中にモーターの不具合が発生し、使用者が乗車中の自動車とともに落下したというものでございます。

事故の原因につきましてそれぞれ調べたところ、いずれも機器の部品の経年劣化が原因と推定されました。

事故の要因としましては、①としてワイヤロープの強度に関する認証基準では、設備動作が考慮されていないのではないか。

②としまして、いずれの機器も経年劣化が原因とされましたが、機器の製造者が推奨する定期交換対象品でありましたが、その推奨周期を大幅に超えて継続使用されていた。中には、5年の耐用年数のところを約15年使っていたという状況でございます。さらに、負傷事故または自動車が落下する事故の発生するリスクについても説明が行われていなかったということでございます。

また、標準保守点検項目に示す不十分な項目があるのではないか。

申出1につきましては事故原因となったワイヤロープは目視による判断、申出2につきましては制御装置のインバーターの機能点検が求められていた。また、モーターブレーキの動作点検が求められて正常であった。劣化具合をよく確認していないという状況がありました。

さらに、製造者が示す設備ごとの設計耐用年数を含む保全計画書を所有者が保有していないという問題。また、設備に適切な維持管理に関する製造者への問合せに係る仕組みを知らなかったという原因が考えられました。

以上を踏まえまして、資料1に基づきまして国土交通大臣宛てに意見書を出したいというところでございます。

1 ポツとしましては、機械式立体駐車場の安全機能に関する認証基準の見直し。

2 ポツとして、保全及び保守点検に関する課題への対処。1つ目としては、定期交換

の経年劣化によるリスクの整理及び定期交換の促進。(2)としましては、標準保守点検項目の見直し。(3)としましては、製造者が示す設計耐用年数及び保全計画の周知。

(4)としましては、設備に適切な維持管理に関する所有者から問合せ対応に係る仕組みを周知すること。そして、事故情報の共有という内容で国土交通大臣宛てに意見したいという内容になっております。

資料の説明は以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、追加意見、資料1と資料2に分かれておりますが、分けてもいいですが、関連していますので、どちらからでも結構だと思います、御意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

今回、これは前から議論していた報告書をまとめないで意見具申をするものの第1弾ということになります。

では、御意見ありましたらよろしく願いいたします。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 小川です。

この件につきましては、製品部会のほうで以前に議論したときに、人を入れないようにしてからではないと動かないようにということが重要で、それで人命は守られると思うのですが、やはりこのワイヤロープの疲労とかを全然考えていないのは非常に大きな問題で、保守点検あるいは交換をしていかないと、物は必ず壊れることをぜひ所有者の皆さんに理解していただいて、安全な保守点検を継続するような動きになっていただくことを願って、こういう意見を出すことにさせていただきたいと思っています。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

意見で言うと、とりわけ2のほうですね。ワイヤロープももちろんそうですが、こういう定期交換部品をちゃんと交換していくという動機づけをどのようにするかというのが最終的には難しいのですけれども、取りあえず国土交通省には私たちが考えついたことを幾つかこのように述べて、さらに動機づけをしてほしい。特に、所有者等に対する意識づけですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

河村委員、お願いいたします。

○河村委員 ありがとうございます。

資料通しページの7ページで、資料2で言うと4ページの上のほうが⑤になっていると思うのですけれども「⑤ 設備の適切な維持管理に関する製造者への問合せに係る仕組みを知らなかった」というところなのですが、最後から2番目の段落で「なお、当該各事業者に対し、国土交通省からは指針の公表に係る通知が送付されていたことを確認した」とあるのですが、この「当該各事業者」が私が読んでもちょっと分かりにくいといえますか、ここは事業者が何種類か出てきて、製造業者もそうですけれども、管理事業者、保守点検専門事業者とか出てくるので、ここは「当該各事業者」はそれ全てを指

しているのか。通知はされていたのに知らなかった、気づかなかった、見ていなかったということをお願いしたいのか。それとも、どこの事業者まで通知が行っていたことを言っているのですか。

○中川委員長 事務局、お願いいたします。

○担当補佐 A3の資料にはそのことを事実としてももう少し詳しく書いてございますが、御質問に対する御説明としては保守事業者です。

保守の3つの申入れの事案がございまして、そのうちの2つの保守実施事業者は、ヒアリングにおいてはそういう仕組みを知らないということが添付資料1、A3の紙の裏のほうに書いてありますが、それについて国土交通省にその後、確認したところ、国土交通省からはその2社に対しても仕組みができたときに通知は出しているということで、このことは書いておいてくれということでしたので、この2行については最終的にその事実を確認したので追記したような経緯がございます。

回答としては以上です。

○河村委員 事実から言うと、この通知は保守点検の事業者だけではなくて、誰に向けて通知がなされたのですか。

○担当補佐 製造業者と保守点検事業者に対して、関連業者ということで国土交通省が過去にこの仕組みをつくったときに通知はしていますということです。

添付資料3のところを見ていただくと分かるのですが、製造業者は全て知っていた。マンションの管理事業者も全て知っていたと書いてあって、知らなかったのが保守点検事業者3社のうちの2社は我々のヒアリングのときには知らないという結果でした。ですので、その事実から得られた見地ということで周知を一応念のためにもう一回してくださいという意見になっています。

○河村委員 つまり、この「なお」ところの「当該各事業者」はここに出てくる事業者と名のつく全てのことを指しているということでしょうか。

○担当補佐 違います。⑤の3行目からの流れがありますので「3件の事故のうち2件の事故において、保守点検の専門事業者が指針を知らなかった」ということです。このことに対して「各」というのはこの2社を指しますが「当該各事業者に対し、国土交通省からは指針の公表に係る通知」は送られていたと国土交通省は言っているので、恐らく結論から言うと、この2社においては会社に対して国土交通省から通知が行っていたが、社内の周知が徹底されていないので現場の人間が知らないというヒアリングで答えたということだと思います。

○河村委員 ありがとうございます。

前にも同じようなことを御説明を受けたと思うのですが、この「当該各事業者」というものがずばり読み進めていってこの2件のところのことを指しているのか、それとも製造業者のことか、すぐに分かるのかと思いましたが、分かりました。これで当該2件の保守点検専門事業者のことだと分かるということでよろしいですね。ちょっと分かりにくいかなと思いました。

○担当補佐 すみません。そのように書いたつもりなのですが。

○河村委員 流れを全部知っていれば分かると思うのですが、つまり誰かが保守

点検事業者と言わなければいけなかったところ、そこまでは通知は行っていたけれども保守点検事業者に言っていなかったという例なのか。通知は行っていたけれども見なかったということだとすれば、はっきりもう一回書いてもいいのかなと。「当該保守点検専門事業者」と書けばすごく分かりやすいかなとは思いますが、お任せいたします。

ありがとうございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

今の点ですけれども、確認ですが、この「当該各事業者」というのはその前の文章にある「保守点検の専門事業者の一部においては」という、これを指しているわけですか。その知らないと言っていた保守点検の専門事業者という意味でしょうか。

○担当補佐 はい。

○中川委員長 であれば、今の河村委員の御指摘もごもっともですので、例えばなお確認したというところを括弧に入れて前の文章の末尾にくっつける。「仕組みを知らないことが考えられる」の次に括弧して「なお、当該各」となるとその前の一部の事業者ということを示しているということが分かると思うのですが、どうですか。その上で「以上のことから」というところで行替えをするということですか。

そうすると「以上のことから」というのは最初の段落「3件の事故のうち2件の事故において」というパラグラフの4行目「以上のことから」で一応行替えをして、その行の末尾に先ほど言ったように括弧して「なお、当該各保守点検事業者に対し」とすれば紛れがないのだらうと思うのですが、どうですか。

どうぞ。河村委員、お願いします。

○河村委員 ありがとうございます。

委員長がおっしゃるように、最初の「3件の事故のうち2件の事故において、保守点検の専門事業者が指針を知らなかった」に続いて括弧に入れるか入れないかですが、本当に正しく言うなら「なお、当該2件の事項に関わる保守点検事業者に対しては、国土交通省から指針の公表に係る通知が送付されていた」とか、そこにすぐつなげるとやはり分かりやすいと思います。最後に、その後になって新しい段落で「なお、当該各事業者」とやると、どの事業者だっけという感じになるかなと思いますので、そこに繋げるのは分かりやすくなると思いました。

以上です。

○中川委員長 ほかは、この点は今のような修文の方向性でよろしいでしょうか。

確かに「なお」で新しいパラグラフですから、一緒なのか違うのか分かりませんね。

事務局は、修正の方向は分かりましたでしょうか。

○担当補佐 確認をさせていただきたいと思います。

まず、一旦切るのは「3件の事故のうち2件の事故において、保守点検の専門事業者が指針を知らなかった」。ここから、今は「同指針では」とつながっていますが、ここで一回切るということでもよろしかったでしょうか。

その切ったところに、表現はつながるように工夫はしますが、なお書きのところの2行の趣旨を割り込ませる。

括弧書きとおっしゃっているのは、両括弧か何かにするということなのでしょうか。

そこの括弧書きというのがちょっとつかみ切れていません。すみません。

○中川委員長 河村委員、どうでしょう。

○河村委員 ありがとうございます。

括弧書きはあまりほかに使っていないような気がするので、私の意見としては3件の事故のうち「指針を知らなかった」にすぐ続けて「なお、当該2事業者」とか「その2つの事業者に対し、国土交通省からは指針の公表に係る通知は送付されていたことが確認されている」などというのがいいのではないかと。分からないですけども。

○中川委員長 分かりました。

○担当補佐 そこに、そのなお書きのところを入れさせていただいて、その後、また元に戻って、接続語はちょっと考えますが「同指針では」というのはまたつなげていいという流れでよろしければ、そのようにちょっと直して、もう一回修正していきたいと思えます。

○河村委員 それで、恐らく委員長がおっしゃったのは、今のようにそこに挿入した上で「以上のことから」のところを段落を変えるということが分かりやすいという委員長の御意見に私も賛成です。

○担当補佐 そうしたら、今の文章の「同指針では」のところからなお書きを入れた後に続いていいのかなと理解しているのですが、そこは大丈夫ですか。それで「以上のことから」はパラグラフを変えると認識しているのですが、もし間違いがあれば御指摘ください。

○河村委員 私も「同指針」はつながると考えております。

○中川委員長 水流委員から手が挙がっていたかと思うのですが、この件でしょうか。

○水流委員 この⑤のところに係る問題というのは、国土交通省からは保守点検の専門事業者には全てそういった通知が送られているにもかかわらず、それを見ていないか、見たけれども社内で周知していないという実態のある保守点検事業者がいることを問題視していると言っているのでしょうか。

「3件のうち2件の事故において」ですから、そのうち1件は保守点検事業者が知っていたわけですね。ここで問題視しているのは、国土交通省からは指針が公表されていた、通知が来ているにもかかわらず、保守点検事業者の専門事業者のほうにはその認識が甘いというところがあり得る。管理事業者は3件いずれにおいても知っていた。3件の事例だけですが、管理事業者に対して保守点検専門事業者の場合は国土交通省からの通知の周知・認識が甘い可能性があることを言いたいのでしょうか。

○担当補佐 なぜ、その2社において内部で周知ができていなかったかということは、その後の国土交通省から伝えてあると言われた後に内部事情までは調べていませんので、そこが問題だとは思っておらず、要はこの話は独立系の事業者さんなどが何か技術的なことに知りたいことがあったときに、製造業者が一番詳しいわけで、そこにつながる仕組みができていないか否か。そして、それはできていることまでは良かったのですが、そこが十分周知されていない事実があったので、せっかくできている仕組みをしっかりと再度周知しておかないと、そういう仕組みを知らなければ聞くすべもないと思えますので、そこを問題視していて、社内連絡が不徹底であったとかという話は個別の話だと思

っていますので、あまり問題視しているつもりはございません。

○水流委員 それで、この⑤の下の文章というのは、保守点検専門事業者が製造業者に確認する仕組みがあるにもかかわらず、それを理解できていないことが一番の重要な点だったということでしょうか。

○担当補佐 はい。

○水流委員 最終的にはそこが問題だということを明確に書く必要はないということでしょうか。

○担当補佐 ここは2項なので、この分かった一つの問題点について3項で意見につなげて、ここを最後、せっかくできた仕組みなので、もう一回しっかり周知を図ってくださいというのが、今、意見につながっているつもりでございます。

○中川委員長 いろいろ直すとまた次の問題が出てきそうなので、なるべく原文を残すとすると、最初に河村委員がおっしゃったように「なお」の次の「当該各」というところに何か修飾語を加えて、先ほどの2件の知らなかった業者のことですというのが分かるような書き方をすれば、差し当たりはこの⑤のパラグラフの章の目的は達するのかなと思うのですが、それは恐らく一番小幅な修正だと思いますが、どうでしょうか。「なお、当該保守点検」だけで分かりますか。

○担当補佐 では、今、思いつきで恐縮ですが「前述の」がいいかどうかは分かりませんが「なお、前述の保守点検の2つの専門事業者」ということを具体的に書けばいいだけかなとは思っているのですが、いかがでしょうか。

○中川委員長 それがいいかなと思うのですが、取りあえずどれを指しているか分からないということは避けなければいけないので、書きぶりが格好いいかどうかは別にして、今の話であれば河村委員が最初に御指摘になったこともクリアできるかなと思うのですが「なお、前述」ないし「上述の2件の事故に関わる」ですか。

○担当補佐 はい。

○中川委員長 「事故における保守点検専門事業者」ですか。

○担当補佐 はい。

○中川委員長 という形で書き換えれば最小限の手当てで済むかなと思います。

○担当補佐 それでよければ修文して、後ほど、この場にもう一回持っていきたいと思います。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、ほかの点はいかがでしょう。

河村委員、お願いします。

○河村委員 資料1にも資料2にもあるところなのですが、資料1で言いますと通しページ2ページの、前のページから続く2ポツの(2)の①で「電動装置のブレーキ機能については、現在の動作確認に加え当該機構部品への直接的な点検(測定等)を追加すること」とあるのですが、修文したほうが良いという意見では必ずしもないのですが、これは測定等を追加するということは、安全な範囲というのが決められていないと測定しても結果が出ないと思うのですが、これはもう既にこれを超えたらというような測定値は決められていると考えてよろしいのですか。

○担当補佐 ここは一応、上に書いてありますとおり、こちらからの見直しの例なので、このことをしっかりやるかどうかは国土交通省さんで検討いただきたいと思います。仮にこの見直し例のとおりに進んだとして、今、御質問の、測定をしても基準がないとNG判断できないというところは、どこを測るかにもよるかと思いますが、例えばブレーキの機構のパットのところであれば、設計者側では当然寸法は持っているので、基準はあると考えます。

ただ、何を見直すかによって、その測定をする場合は当然基準が必要だと思しますので、どこを点検項目として見直すかによってメーカーサイドでその基準は設定されるべきだとは思いますが。

○河村委員 ありがとうございます。

○中川委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの修正を加えたということで、それを条件にいたしまして、追加意見と検討結果です。資料1と資料2ということになりますが、これについて先ほどの条件を付した上で決定するというところでよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、今回について資料1と資料2を決定とさせていただきます。

事務局、これは最後にコメントはいただくのでしょうか。

○事故調査室長 皆様からコメントがあれば幸いです。

○中川委員長 では、よろしければコメントを順番にお願いしたいと思いますが、私のほうで映っている順番でよろしければ、何の順番か分かりませんが、河村委員からになるのですが、よろしいですか。

先に順番を申し上げます。河村委員、持丸委員、水流委員、中原委員、小川委員、澁谷委員の順番で私のほうに映っていますので、よろしくをお願いします。

○河村委員 コメントですか。

やはり経年劣化ということが問題だということが分かった3件ですので、今のところは幸い生命・身体に直接つながっていないとは思いますが、つながる可能性があることなので、ぜひ通知を出すとかということだけではなくて、実際に点検の現場が変わっていくような変化につながることを国土交通省さんにやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

フォローアップでそこを見ていくことになろうかと思えます。

では、続いて持丸委員、何かありましたらよろしくをお願いします。

○持丸委員 持丸です。

新しい仕掛けというわけではないですが、我々も過去やったものについて、残念ながらこうやって事故が起きたケースについて、迅速にアクションができたというのは一つ良い方向かなと思っております。

この事案だけではないですけれども、ステークホルダーというのでしょうか。製造と

利用だけではなく、間に保守事業者があったり、異なる中で情報をやり取りしなければならぬというのはほかにも通じる安全の問題が出てくる事案ですので、そこをしっかりと見守っていけるようになるといいと思っております。

また、コメントということで、この事案と少し離れるかもしれませんが、やはりこの手のものは既設の機器に関連するものも相変わらず存在をしておりますので、継続してウオッチして必要なアナウンスを出せるように我々も続けていきたいと思っております。

私からは以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、続いて、水流委員、お願いいたします。もしあれば結構です。

○水流委員 関係者が多いことと、最終決断というのは所有者になりますので、所有者として（マンションであればマンションの住民が、こうなったら使用をやめようと思えるような基準があることが重要だと思います。かなりリスクが高くなっているから使用をやめようとか、マンションの住人の中で意思決定、合意するというのは非常に大変ですので、むしろそういった使用を禁止するとか、あるいは使用を停止することを考えるような形の条文にしたほうが、所有者内での合意を取りやすくなってくるので、安全性が進むのではないかと思います。その点を御検討いただけたらと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

続いて、中原委員、もしコメントがございましたらよろしく申し上げます。

○中原委員 やはり所有者に対して劣化状況を分かりやすく示して、重大な事故につながりかねないという危機感を持ってもらう仕組みをつくっていくことが非常に重要であると感じました。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、小川委員、コメントございましたらよろしく申し上げます。

○小川委員 小川です。

先ほどもちょっと申し上げたことではあるのですが、形あるものは必ず壊れますので、所有者は何となく大丈夫そうという意識で使い続けなくてほしいということを何とか発信できればいいのではないかと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

最後になりましたが、澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 澁谷です。

この件につきましては、先ほど来、皆さんおっしゃっておられますけれども、経年劣化という問題はどの機械にも起こることです。事故調査等を行わないことにしたわけですが、非常に早くこうしてまとめて意見を出せるということは良かったかなと思います。

私はサービス等事故調査部会のほうでしたので、こちらの製品等部会の状況はどんなふうディスカッションされてというところが詳しくは分からないのですが、ただ、事

務局のほうから非常に丁寧な説明を毎回していただいたということで、私自身も理解が早くできて今回、皆さんがこうやってまとめることができたのもその丁寧な説明があったからかなと思っています。事務局の皆さんに感謝します。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございました。

皆様おっしゃったように、保守点検にどうやって目をつけていくか。目をつけていくという言い方はよろしくないかもしれませんが、着目していくか。それから、やはり所有者にどうやって行動してもらおうかというのが、今までも何度もほかの事故で問題になりました。ですから、今回の意見はたまたま機械式立体駐車場でございますけれども、この意見の射程は非常に広いのだらうと思います。引き続き、フォローアップで今、委員の方がおっしゃったような観点から確実に対応されていくように見ていきたいと思えます。

それでは、これで機械式立体駐車場で発生した事故の追加意見の審議は終了といたします。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

《経過報告の審議・決定》

- 「学校の施設又は物品等により発生した事故」について、これまでの調査の経過を確認し、今後の調査の進め方について事務局から説明があり、これに基づいて審議を行った。本事案は事故等原因調査等を開始した日から1年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれることから、経過報告を発出した。

《進捗状況の報告》

- 「自動ドアによる事故」の報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの387件を除く37件と1月に申出のあったもののうちの5件の計42件について検討し、調査委員会では、次のとおり決定した。
 - ・引き続き情報収集を行う 32件
 - ・調査等を行わない 10件

(3) その他

- 新規選定候補事案について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室